**確　　約　　書**

一般国道　４号

市　　　　　　　　　　　　番地

１．上記地先における、道路法２４条の規定に基づく工事の申請に際し、国道の将来計画について説明及び指導を受けましたが、当方の都合上通路を造成したく申請します。

　　なお、国道の将来計画による工事が実施される場合において、中央分離帯設置により、国道が上り線と下り線に分離されることに伴い、このたび承認されて設置する通路が一方向のみの出入り制限となることについては、何等異議を申し立てないことを、確約いたします。

２．通路造成後、国道敷き内への立て看板、のぼり等の不法占用は一切しないことを確約いたします。

３．不法占用をした際の、立て看板、のぼり等を強制撤去されても何等不服申し立ては、いたしません。

令和　　年　　月　　日

住　所

氏　名

道路管理者

東北地方整備局長　殿